平成２５年（フ）第２６８号
徳島市佐古二番町６番９号　ケアハウスオクト５Ｆエノキ（ワ）、旧住所徳島市福島２丁目１番７―105号
破産者　森内千津子
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１０３号
福岡市早良区重留６丁目７番15号
破産者　田原　佑一
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９２６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗3684番地１プレジール篠栗Ａ102号
破産者　坂西　大助
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９２７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗3684番地１プレジール篠栗Ａ102号
破産者　坂西　浩美
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２０５号
福岡県糟屋郡篠栗町乙犬980―13、住民票上の住所福岡県飯塚市鯰田1124番地６
破産者　花山　　勉
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６６号
福岡市中央区赤坂２丁目１番８―205号
破産者　仁本博こと　張　　博
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７号
宮崎県日南市星倉４丁目６―19　グランドール秋田Ｂ105号室、住民票上の住所宮崎県日南市大字平野1478番地１
破産者　由地　京介
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目５番46号、申立時の住所鹿児島県鹿屋市寿６丁目５番13号　福谷貸家１号棟
破産者　黒木　俊文
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
青森県弘前市大字南大町２丁目５番地１　青葉アパート３―28、住民票上の住所青森県弘前市大字清野袋４丁目１番地２
破産者　水木奈津美
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１５９号
茨城県日立市かみあい町２丁目20番１号
破産者　鈴木　義光
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１２号
茨城県日立市中成沢町２丁目11番18号
破産者　大坪　香織
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３９号
群馬県前橋市朝倉町２丁目９番地　Ｉ―207号
破産者　小板橋　忠
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２５２号
東京都青梅市藤橋３―16―１第三カスヤマンション109、破産手続開始決定時の住所埼玉県和光市下新倉４丁目10番53号
破産者　竹下　正子
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
さいたま市緑区大字中尾2415番地１　ルイシャトレ浦和グレースガーデン803
破産者　中新田博幸
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
埼玉県蓮田市西新宿２丁目70番地２　メゾン・トキＡ―101号
破産者　山田　隆満
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
千葉県東金市東金186番地１
破産者　飯田　政一
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３５号
千葉県東金市東金186番地１
破産者　飯田　トミ
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３号
千葉県山武市富田1795番地
破産者　緑川　富雄
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係